

坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正要旨

土砂の発生場所の限定、事業保証金の預入の規定、並びに欠格事項の追加を行い、事業の適正な施工を促すとともに、周辺地域における災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全を図るため条例の改正を行うものです。

2 具体的な改正内容

（１）搬入土砂等の発生場所限定の規定の追加

埋立て事業に使用される土砂等が、坂東市役所を中心として２０キロメートル圏内に位置する茨城県内の市町から発生したものであり、かつ、発生場所が特定されていること。

〔古河市・結城市・下妻市・常総市・取手市・つくば市・守谷市・つくばみらい市・八千代町・五霞町・境町〕

（２）特定事業の規定の追加

①事業区域の面積が１，０００平方メートル以上のもの

②当該事業区域と一団と認められる区域において、事業着工前３年以内に埋立てが行われ、係る面積との合計が１，０００平方メートル以上となるもの

③くぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、１，０００立方メートル以上の土砂等を用いて地盤面から２メートル以上の高さまでの埋立て等を行うものであって、事業区域面積が５００平方メートルを超えるもの

(3) 保証金の預託及び質権等の規定の追加

特定事業に規定する事業を行う場合に、適正な施工を保証するため保証金の預託及び質権設定契約を義務付ける。

その預託金は、事業者等が安全対策等を講じない時に、市が緊急的に行う道路、水路その他の公共施設等の安全対策のための整備等に要する経費に充て、事業の完了検査後、許可内容に適合していると認められた場合に払戻しを行い、質権設定を解除する。

預託保証金（案）

100万円及び搬入土量1立方メートル当たり400円

（1,000円未満端数切捨て）

【例】 平成27年度から29年度までの許可案件搬入量平均

100万円＋4,258立方メートル×400円

≒2,703,000円

(4) 欠格事項の追加

- ①成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③この条例、その他生活環境の保全を目的とする法令・条例、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④許可の取消しをされ、その取消しの日から5年を経過しない者
- ⑤措置命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者
- ⑥事業の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- ⑧営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で法定代理人が①から⑦までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑨法人の事業主等であってその役員又は使用人のうちに①から⑦までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑩個人の事業主等であってその使用人のうちに①から⑦までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑪暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(5) 欠格事項の強化

条例違反により懲役又は罰金の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
(現条例では、違反条項により1年又は2年と規定)

3 改正までのスケジュール

6月6日	議会全員協議会にて改正概要説明
6月中旬	水戸地方検察との事前協議 パブリック・コメントの実施
8月	各種意見を基に条例案作成
9月上旬	第3回市議会定例会へ条例案提出
議会可決後	改正条例施行